

県立学校校舎等維持修繕に係る条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立学校が執行する施設修繕に係る条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行う場合の手続き等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象修繕)

第2条 この要領の対象となる修繕（以下「対象修繕」という。）は、原則として予定価格が200万円（消費税及び地方消費税含む）を超える修繕とする。

(入札の公告)

第3条 対象修繕を入札に付するときは、次に掲げる方法により公告するものとする。

(1) 和歌山県物品・役務電子調達システムへの掲載

(2) 学校事務室での備付け

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を和歌山県物品・役務電子調達システムにて作成される制度外の共通公告及び個別公告により行うものとする。

(1) 入札に付する修繕の概要に関する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 入札参加手続等に関する事項

(4) 入札に関する事項

(5) 開札に関する事項

(6) 審査に関する事項

(7) 落札者の決定に関する事項

(8) その他入札の手続に関し必要な事項

3 第1項の公告（以下「入札公告」という。）の期間（公告開始から第8条第1項に規定する入札書の提出期間の終期までをいう。以下同じ。）は、原則として10日（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

(入札参加資格要件)

第4条 入札に参加できる者は、単体企業で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 対象修繕に共通する次に掲げる入札参加資格要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていないものであること。

エ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

オ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき、更生手続開始の申立てがな

されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。

キ 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）における格付けの取り消しを受けていない者であること。

ク 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

(2) 修繕ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア 入札に付する修繕に対応した業種の資格認定を受けている者であること。

イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。

ウ 建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

エ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

オ その他学校長が定める要件を満たしている者であること。

(仕様書等)

第5条 仕様書の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間内に行うものとする。

3 学校長の判断により、入札公告期間中の参加者の現場確認を参加要件とすることができる。

(入札参加資格要件の審査)

第6条 学校長は、第4条第2号に規定する修繕ごとの入札参加資格要件を審査するため、入札資格審査申請書作成要領（別記第①号様式）を入札公告に示すものとする。

(入札書の提出方法)

第7条 入札参加者は、和歌山県物品・役務電子調達システムにて作成される入札書を電子入札システム又は郵送により提出しなければならない。なお、持参の方法による提出は認めないものとする。

(入札書の提出期間)

第8条 入札書の提出期間（以下「提出期間」という。）は、入札公告に定めた期間とする。

2 入札参加者は、入札書を提出期間内に提出しなければならない。

(入札書の受理等)

第9条 学校長は、提出された入札書を受理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する入札書は、不受理とし、入札書等不受理通知書（別記第④号様式）を添えて、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(1) 持参の方法により提出された入札書

(2) 提出期間外に提出された入札書

(3) 第5条第3項で示された現場確認がなく提出された入札書（「現場の確認をすることができる」とした場合を除く。）

2 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 同一人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

- (2) 金額の記入がない入札書による入札
 - (3) 金額を訂正した入札書による入札
 - (4) 入札書の電子入札システムにより提出したものを除き、案件名、住所、商号又は名称、代表者職氏名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の記名押印がない入札書による入札
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
 - (6) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
 - (7) 入札参加資格要件を満たさない者がした入札
- (入札の失格)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 指定された期限までに入札資格審査申請書の提出をしなかった者
 - (2) 虚偽の入札資格審査申請書を提出した者
 - (3) 入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者
- (開札)

第12条 入札執行者は、入札公告に示す日時及び場所において開札を行うものとする。

2 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

3 開札の結果、最低価格入札者が2人以上あるときは、直ちに入札参加資格の審査順位を決めるための電子くじを実施する。

4 入札執行者は、提出のあった入札書の落札を保留し、最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）から順に入札参加資格の審査を行うものとする。

(落札候補者決定のための入札参加資格審査)

第13条 学校長は、前第4項の規定により落札を保留したときは、当該最低価格入札者に対し入札資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）の提出を指示するものとする。

2 最低価格入札者は、学校長から審査申請書の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日を含まない。）に提出しなければならない。

3 一度提出された審査申請書の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

4 学校長は、審査申請書の受領後速やかに、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し審査申請書の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次、審査するものとする。

5 前項の審査の結果における落札者候補が、当該審査以降において無効又は失格となった場合には、前項後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。

6 入札参加資格要件の審査は、入札資格審査結果調書（別記第⑤号様式）により取りまとめ、入札書とともに学校で保存するものとする。

7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として5日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

(落札者の決定)

第14条 学校長は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者を落札者とするものとする。

2 学校長は、落札者を決定したときは、当該落札者に電話、ファクシミリ等により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

3 学校長は、落札者を決定したときは又は落札者がいないときは、速やかに和歌山県物品・役務電子調達システムにて作成される入札執行調書を作成するものとする。

(契約保証金)

第15条 前条第1項に規定する落札者は、契約を締結する際、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付するものとする。

2 前項の契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

(入札参加資格の要件の不適合)

第16条 学校長は、第13条第4項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格の要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札資格不適合通知書（別記第⑥号様式）により通知をするものとする。

2 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

(入札結果の公表)

第17条 学校長は、入札結果を和歌山県物品・役務電子調達システムに掲載するとともに、第14条第3項の入札執行調書を学校事務室において閲覧に付することにより公表する。

2 学校長は、前項の公表までの間、入札の経過及び結果の問い合わせには一切応じないものとする。

(入札の延期又は取り止め)

第18条 学校長は、入札において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。

2 学校長は、入札参加者が談合し、または入札を公正に執行することができない状態であると認めるときは、入札を延期し、またはこれを取り止めることができるものとする。

(費用の負担)

第19条 入札書、審査申請書作成並びに提出に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象修繕から適用する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象修繕から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象修繕から適用する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象修繕から適用する。